

# 新潟薬科大学 学友会規約

2015改訂(2015年1月1日現在)

新潟薬科大学学友会学生総会規定	2015改訂
新潟薬科大学学友会選挙管理規定	2015改訂
新潟薬科大学学友会サークル規定	2015改訂
新潟薬科大学学友会会計規定	2015改訂
新潟薬科大学学友会実行委員会規定	2015改訂

## 第1章 総則

### (名称および所在地)

第1条 本会の名称は、「新潟薬科大学学友会」（以下「学友会」と略す）と称し、その本部を新潟県新潟市秋葉区東島265番地1 新潟薬科大学内におく。

### (目的)

第2条 本会は会員相互の交歓、親睦を図りつつ知性を高め、学生の自主性の向上と共に新潟薬科大学発展の為に努力する。

### (構成)

- 第3条 本会は新潟薬科大学学生全員と新潟薬科大学大学院に所属し本会への所属を希望する学生をもって構成する
- 2 会員は年に一度定める期日までに年間3,750円を学友会に納めなければならない。
  - 3 平成26年度までに入会し推定される在学期間分の会費を全納している学生は追納しなくてよい。ただし、転学部や留年、大学院への進学等により本会に在籍する期間が延長される場合はその延長期間分の年会費を追納しなくてはならない。

### (権利及び義務)

第4条 本会の会員は、この規約に定める一切の権利を有し、義務を負う。

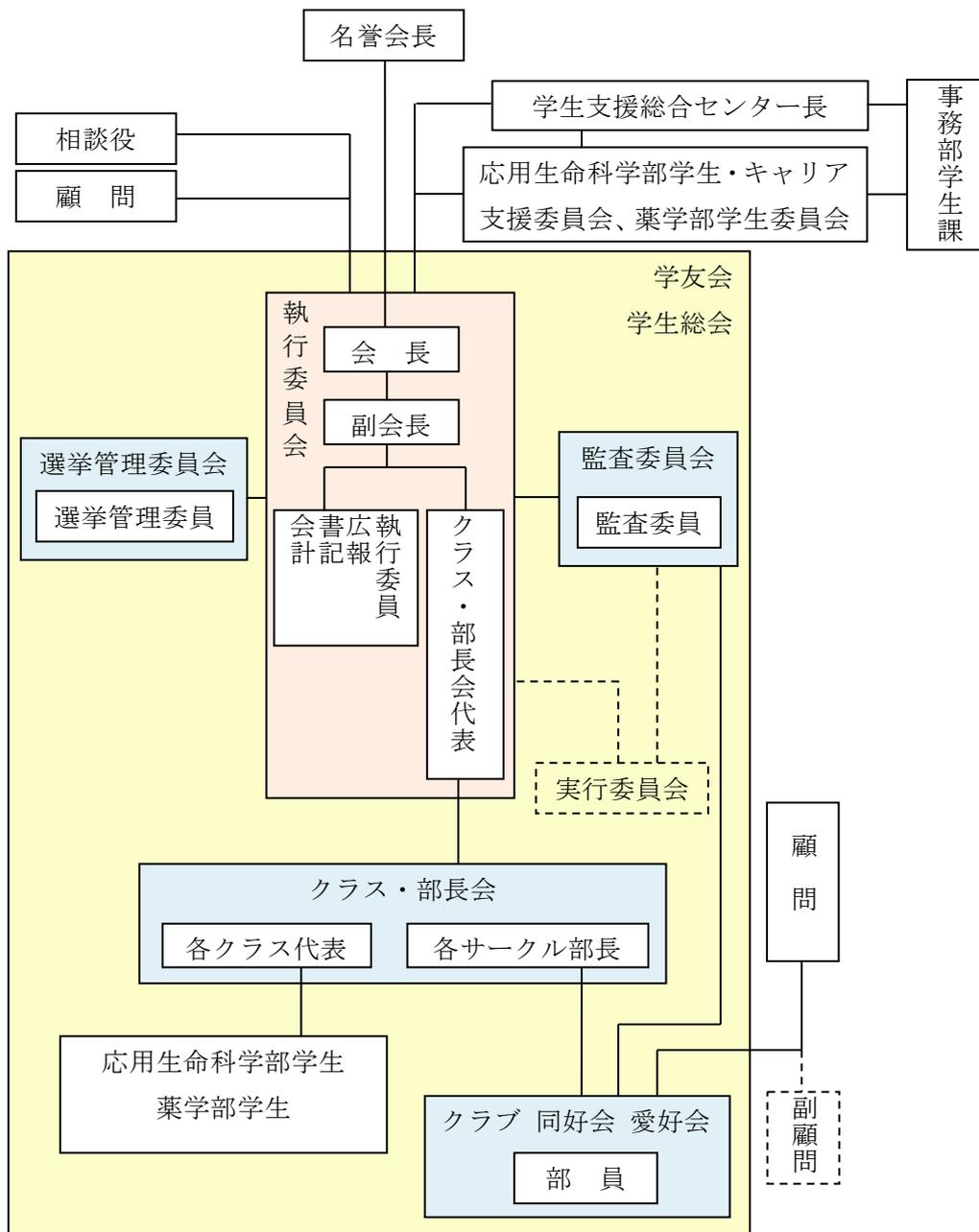
### (本会の役員)

第5条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 執行委員 4名以上
  - (4) 会計 2名以上
  - (5) 書記 2名
  - (6) 広報 2名以上
- 2 本会に名誉会長を置き、学長がこれにあたる。また、必要に応じて相談役または顧問を置くことができる。

### (組織)

第6条 本会に学生総会、執行委員会、クラス・部長会、監査委員会、選挙管理委員会、クラブ、同好会、愛好会を置く。また、必要に応じて実行委員会を置く。



## 第2章 学生総会

(目的)

第7条 本会の議決機関として学生総会（以下「本総会」と略す）を置く。

(構成)

第8条 本総会は学友会全会員をもって構成する。

第9条 本総会は、必要に応じて随時開催し、また、下記の場合開かれなければならない。

- (1) 学友会会長が必要と認めた場合
- (2) 執行委員会が必要と認めた場合

(3) 全会員の 1/5 以上の要求があった場合

第 10 条 本総会は会長がこれを招集し、開催する。

(決議)

第 11 条 本総会の決議は出席会員および委任状出席数の合計の 2/3 以上の同意を必要とする。ただし、第 12 条に定める掲示投票方式による決議については別に定める。(新潟薬科大学学友会学生総会規程)

第 12 条 本総会における議案の議決は、文書による一定期間の掲示およびその後の投票をもって本総会の決議とすることができる。(新潟薬科大学学友会学生総会規程)

(議長)

第 13 条 本総会の議長は本総会において会長が任命する。

第 14 条 議長は本総会議事の司会および裁決を行う。

第 15 条 議長は本会の目的に反し、運営に著しく支障をきたす行動または言動がある該当者に対して、退場を命令することができる。

第 16 条 本規約第 12 条に定める掲示投票方式を行使する場合、上記第 13 条から第 15 条はこれを適用せず、別に定める規則を適用する。(新潟薬科大学学友会学生総会規程)

### 第 3 章 執行委員会

(目的)

第 17 条 執行委員会は、本規約に基づき学友会の秩序を守り、本会の発展のために必要な事項を執行する。

(構成)

第 18 条 執行委員会は本規約第 5 条①項にて定める役員のほかに、クラス・部長会代表により構成される。

第 19 条 会長は学友会員の直接選挙により選出する。ただし、冬期休暇前に改選する。

第 20 条 副会長は薬学部及び応用生命科学部から各 1 名を選出し、総会にて承認を得た後に会長が任命する。

第 21 条 会計は薬学部および応用生命科学部から各 1 名以上を選出し、総会にて承認を得た後に会長が任命する。

第 22 条 執行委員は薬学部および応用生命科学部から各 1 名以上を加えた、計 4 名以上を選出し、会長が任命する。

第 23 条 書記は全会員から 2 名選出し、会長が任命する。

第 24 条 広報は全会員から 2 名以上選出し、会長が任命する。

第 25 条 各役員の任期は 1 月 1 日～1 月 31 日の 1 年間とする。ただし、各役員の再任は妨げない。また、1 月 1 日～3 月 31 日を引き継ぎ期間とし、前役員が任務を補佐する。

(任務と権限)

- 第26条 会長は学友会を代表して、大学内外関係事項およびその決定事項等について、報告を行わなければならない。
- 第27条 会長は本規約第9条による請求のある場合、学生総会を直ちに開催しなければならない。
- 第28条 会長は執行委員会を随時招集し、その議長となる。また、執行委員会構成員からの請求がある場合、その開催に応じなければならない。
- 第29条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 第30条 会計は学友会運営費の管理および経理を行う。
- 第31条 書記は学生総会および執行委員会の書記を行う。
- 第32条 広報は執行委員会および各サークルの活動状況を把握し、必要に応じて会報を作成・発行する。
- 第33条 執行委員は各役員を補佐し、学友会運営の直接活動を行う。

(開催と成立)

- 第34条 執行委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状は出席数に算入する。
- 第35条 執行委員会の決議は出席者数の過半数の同意を必要とする。

#### 第4章 相談役および顧問

(目的)

- 第36条 本会内各組織の円滑な活動を推進するため、必要に応じて相談役または顧問を置き、適切な指導及び助言を受けるものとする。

(構成)

- 第37条 相談役は本学の専任の教員および事務部職員から1名を選出することができる。
- 第38条 顧問は本学の教授、准教授、講師および助教たる専任の教員から1名を選出することができる。
- 第39条 相談役および顧問は執行委員会で承認を得た後に会長が委嘱する。
- 第40条 任期は1月1日～12月31日の1年間とする、ただし再任を妨げない。
- 第41条 相談役および顧問が他の部会顧問との兼任を原則として妨げない。

(任務と権限)

- 第42条 相談役は本会会員からの相談に応じ、助言を行うものとする。
- 第43条 顧問は適切な指導および助言を行い、学友会の健全なる発展を期するものとする。
- 第44条 顧問は必要に応じて執行委員会、選挙管理委員会、その他委員会の活動状況を調査できる権利を有する。

#### 第5章 選挙管理委員会

(目的)

- 第45条 本会は、会長などの選出に関する選挙管理委員会を設置する。(新潟薬科大学学友会選挙管理委員会規程)

(構成、任務および権限)

第46条 選挙管理委員は、各サークル代表者から計3名以上選出する。ただし、再任は妨げない。

第47条 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第48条 選挙管理委員会は選挙結果が確定後14日以内に解散できない。

## 第6章 監査委員会

(目的)

第49条 本会は、本会内各組織（執行委員会、クラス・部長会、各サークルなど）に対する活動監査及び会計監査を行い、各組織の活動を評価するための監査委員会を設置する。

(構成)

第50条 監査委員は応用生命科学部、薬学部の会員から各1名以上を選出し、総会で承認を得る。ただし、学友会執行委員会の委員外から選出する。

第51条 監査委員は、執行委員会構成員および各サークル部長が兼任することはできない。

第52条 監査委員の任期は1月1日～12月31日の1年間とする。ただし再任は妨げない。

(任務および権限)

第53条 監査委員会は執行委員会に対し、学生総会の開催を請求することができる。

第54条 監査委員会は年1回以上、期日を定めて学友会会計、各サークルの会計監査を行う。

第55条 監査委員会は必要に応じて執行委員会、選挙管理委員会および各サークルの活動状況を調査する権利を有する。

第56条 監査委員会は会計監査、業務監査の結果を執行委員会および学友会会員、学生支援総合センター長、薬学部学生委員会、応用生命科学部学生・キャリア支援委員会に報告する義務を有する。

## 第7章 クラス・部長会

(目的)

第57条 本会は、各クラス及び各サークルの円滑な活動を推進し、執行委員会および大学に対する意見集約を行うためにクラス・部長会を設置する。

(構成、成立)

第58条 クラス・部長会は応用生命科学部および薬学部各クラスの代表および全サークル部長により構成される。

第59条 クラス・部長会は下記の場合開かなければならない。

① 学友会会長が必要と認めた場合

② 執行委員会が必要と認めた場合

③ クラス・部長会構成員の1/4以上が開催を要求した場合。

第60条 クラス・部長会は応用生命科学部および薬学部の各クラス代表より1名ずつ、サークル部長より1名からなるクラス・部長会代表を選出する。

第61条 クラス・部長会は必要に応じてクラス・部長会代表が招集し、クラス・部長会代表のうち1名が議長となり開催する。

第62条 クラス・部長会の決議は出席者総数の過半数の同意を必要とする。

## 第8章 サークル

### (目的)

第63条 本会は、学生の自主的な活動であるサークルを設置する。ただしその活動は本会の目的に沿うものでなければならない。また、学校行事や本会活動に積極的に協力しなければならない。

### (設置、構成)

第64条 サークルは、クラブ、同好会、愛好会で構成する。

第65条 サークルの設置は所定の方法に従い、届け出なければならない。(新潟薬科大学学生通則)

第66条 サークルの設置には、学生支援総合センター長及び執行委員会の承認および監査委員会の承諾を必要とする。

第67条 「クラブ」、「同好会」および「愛好会」の区分については別(新潟薬科大学学友会サークル規程)に定める。

第68条 各サークルの顧問は、本学教員(助教以上とする)に委嘱する。

第69条 各サークルは活動概況を執行委員会、監査委員会および学生支援総合センター長に報告しなければならない。

第70条 各サークルは、監査委員会の活動調査に対していつでも応じなければならない。

第71条 各サークルは所定の方法に従い、名簿を届け出なければならない。(新潟薬科大学学生通則) また、各サークルの構成員に変更のあった場合にもすみやかに届け出なければならない。

第72条 各サークルは部長1名、副部長1名を置く。ただし、部長、副部長は複数のサークルの部長、副部長を兼任することはできない。

第73条 各サークルが合宿・遠征を行う場合は所定の方法に従い、届け出なければならない。また、合宿・遠征終了後、直ちに報告書を提出しなければならない。

### (サークル会計)

第74条 各サークルは、毎年度はじめに予算請求書を作成し、執行委員会および監査委員会に提出しなければならない。

第75条 各サークルの予算は、別途定める基準に従い執行委員会が作成し、学生総会で承認する。

第76条 各サークルは、3月末日までに年間決算報告書を作成し、執行委員会および監査委員会に提出しなければならない。

第77条 各サークルの年間決算は、監査委員会がこれを監査した後、学生総会にて承認する。

### (その他)

第78条 その他各サークル活動に必要な事項は別に定める。(新潟薬科大学学友会サークル規程および新潟薬科大学学生通則)に定める。

## 第9章 実行委員会

### (目的)

第79条 学友会主催の行事を執り行うための実行委員会を組織できる。ただし、その活動は学友会の目的に沿うものでなければならない。

### (設置、構成)

第80条 実行委員会は、執行委員会が定める。実行委員会の設置、構成については別に定める。(新潟薬科大学学友会実行委員会規程)

## 第10章 会計

### (収入)

第81条 本会の収入は、会費・寄付金・その他収入をもってあてる。

### (会計年度)

第82条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (会費)

第83条 本会の会費は別に定める。(新潟薬科大学学友会会計規程)

### (予算および決算)

第84条 本会の予算および決算は、執行委員会が作成し、学生総会で承認を得る。

第85条 予算および決算の期日については別に定める。(新潟薬科大学学友会会計規程)

### (会計監査)

第86条 会計監査は監査委員会が年1回以上期日を定めて行う。

## 第11章 規約の改廃

### (成立)

第87条 本規約の改廃は、執行委員会で決定し、学生総会で承認後、学生支援総合センター長に提出する。

### 付則

本規約は昭和52年4月1日より施行する。

### 付則

本規約は昭和58年4月1日に一部改定し、施行する。

### 付則

本規約は平成17年4月1日に一部改定し、施行する。

付則

本規約は平成22年4月1日に一部改定し、施行する。

付則

本規約は平成25年1月1日に一部改訂し、施行する。

付則

本規約は平成25年12月9日に一部改訂し、施行する。

付則

本規約は平成27年1月1日に一部改訂し、施行する。

<細則規程>

注：以下において「本規約」とは「新潟薬科大学学友会規約」を意味する。

## 新潟薬科大学学友会学生総会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第12条の定めにより制定する。
- 2 本規程は、掲示および投票決議（以下「掲示総会」と略す）について以下のとおり定める。

(決議方式)

- 第2条 掲示総会における決議は任意投票による投票方式とする。

(掲示期間)

- 第3条 掲示総会における議案は、投票までに学友会掲示板に学生の休暇期間を除いた連続した10日間以上掲示しなければならない。

(投票期間)

- 第4条 掲示総会における投票は、その投票期間を休暇期間を除いた連続した5日間以上設けなければならない。

(決議)

- 第5条 信任投票方式を用いた掲示総会の決議には、投票総数の2/3以上の信任票を必要とする。
- 2 不信任投票方式を用いた掲示総会の不信任決議には、会員総数の1/3以上の不信任票を必要とする。
- 3 掲示総会における議決の内容は、学友会掲示板に3週間以上掲示しなければならない。

(届出)

- 第6条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用する。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

- 第7条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則

本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則

本規程は平成27年1月1日に施行する。

## 新潟薬科大学学友会選挙管理規程

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第36条の定めにより制定する。
- 2 選挙管理委員会（以下「選管」という。）は特定の候補者に便宜を図ってはならない。
  - 3 選管は全ての候補者に対して公正でなくてはならない。

### (公示)

- 第2条 選管は、投票日の21日前までに選挙に関する要項を公示しなければならない。
- 2 選管は立候補届締切日の翌日、立候補者および推薦者の氏名・学部・学科・学年を公示しなければならない。ただし、自薦／他薦を問わない。
  - 3 選管は選挙終了後、直ちに結果を公示しなければならない。

### (立候補)

- 第3条 会長1名は全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙により選出する。
- 2 会長以外の選挙については選管が適宜定める。

### (手続)

- 第4条 立候補者は、選管の定める様式に従い届出をしなければならない。
- 2 立候補者の届出は、投票日の21日前より投票日の14日前までとする。ただし、夏期、冬期、春期等の長期休暇期間はこの期日を含まない。

### (投票日等の延期)

- 第5条 選管は、立候補締切日が過ぎても立候補者が無い場合や、選挙に際し重大な支障があると認めた場合、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

### (選挙運動)

- 第6条 立候補者の選挙運動期間は、立候補届出の翌日より投票日前日までとする。

### (許可)

- 第7条 立候補者及び支持者の一切の選挙運動は、選管の許可並びに指示に従うものとする。

### (選挙ポスター)

- 第8条 立候補者の選挙ポスターは、選管の指定用紙を用いることとする。
- 2 指定用紙に記載事項を記入し、所信検印を受けたポスターを、1候補につき3枚以内を掲示する。
  - 3 選挙ポスターの掲示には所定の用紙による印刷物掲示届を提出しなければならない。
  - 4 選挙ポスターの掲示は、選管所定の場所に掲示しなければならない。

(投票)

第9条 会長の選挙は、連記無記名投票とする。他の候補者がいない場合は無投票当選とみなす。

- 2 その他の選挙に関しては選管の指示に従うものとする。
- 3 不在者投票及びその他の投票方式に関しては、選管の指示に従うものとする。
- 4 開票立会人は学生支援総合センター・学生支援部門より2名以上を選出し、学生支援総合センター長が任命する。

(投票者の確認)

第10条 選管は投票に際し、投票者を学生証で確認しなければならない。

(票の有効性)

第11条 次の各号に掲げる投票は無効とし、その判定は選管が行う。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
  - (2) 不必要な文字の記入及び落書きしたもの
  - (3) 同一氏名を連記したもの
  - (4) 記入文字の確認のできないもの
  - (5) 投票用紙を破損・汚損したもの
  - (6) 白紙投票
- 2 その他投票の有効性の判定については選管に従う。

(開票)

第12条 開票は公開とし、全て即日行う。

(当選者の決定)

第13条 会長選出選挙の当選決定は次のとおりとする。

- (1) 選挙の際、有効投票の過半数を得た者が会長に選出される。
  - (2) 有効投票の過半数に満たない場合は、上位2名について決選投票を行う。
  - (3) 決選投票において、有効投票の過半数を得た者が、会長に選出される。
  - (4) 決選投票において、得票数が同数の場合には、再度決選投票を行う。
- 2 その他の選挙の当選決定は選管が別に定める。

(当選確認証の交付)

第14条 前条において当選が決定された者に対し、当選から4日目に選管は当選確認証を交付する。

(補欠選挙)

第15条 補欠選挙は、本規程の各条項に準じて実施する。

(異議申立て)

第16条 選挙結果に異議がある者は、投票日から3日以内に文書で次のものに対し、異議申立てをすることができる。

- (1) 選管に異議がある者は、監査委員会に申し立てる
  - (2) 前号の場合、監査委員会はこの異議申立て書を執行委員会に提出し、執行委員会はこれを審議する
  - (3) 第1号以外の異議申立ては、選管に訴願する
  - (4) 前号の場合、選管はこの異議申立てを審議する
- 2 異議申立てに対し、各委員会は10日以内に審議決定し、結果を公示しなければならない。

(罰則等)

- 第17条 本規程に違反した立候補者に対して、選管は立候補の取消及び当選無効の処置をとることができる。
- 2 選挙に関する器物を故意に破損若しくは消滅した場合は、その者に対し、選管の決議に基づき始末書・謝罪書等の厳重なる処罰をすることができる。
  - 3 前各項の処置を受けた者について、当該選挙に限り選挙権・被選挙権はこれを認めない。

(届出)

- 第18条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用する。  
ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

- 第19条 本規程の改廃は、学生総会における出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。  
また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

付則 本規程は、平成27年1月1日から施行する。

## 新潟薬科大学学友会サークル規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第58条の定めにより制定する。

2 本規程は、各サークルの区分および予算決定の基準について以下の通り定める。

### (副顧問)

第2条 各サークルには副顧問を置くことができる。ただし、副顧問は本学教員または職員より1名とする。

### (構成員)

第3条 各サークルの部員は本会会員によるものとする。ただし、各学部名を冠するサークルは該当学部学生のみを部員数とする。

2 クラブはその部員数を8名以上とする。同好会はその部員数を5名以上とする。愛好会はその部員数を2名以上とする。

### (区分)

第4条 新潟薬科大学学友会規約第57条により新たに設置が認められたサークルは、愛好会としての活動を認める

### (区分変更)

第5条 愛好会から同好会へ、また同好会からクラブへの区分変更は、次の各号の要件を必要とする。なお、愛好会からクラブへの区分変更は認めない。

(1) 本規程第3条第2項に定める部員数。

(2) 監査委員会、執行委員会への申請手続きおよび承認。

(3) 愛好会から同好会への区分変更は、変更日までの6ヶ月以上の継続活動、同好会からクラブへの区分変更は変更日までの1年以上の継続活動。ただし、その活動は監査委員会により承認されたものでなければならない。

2 翌年度からの区分変更を希望するサークルは、3月31日までに区分変更届けを提出しなければならない。

3 同好会またはクラブ部員数が1年以上本規程第3条第2項に定める部員数に満たないサークルに対し、執行委員会は区分変更を命じることがある。

### (活動)

第6条 各サークルは新潟薬科大学学友会規約第63条～第73条、また以下に定める規定に従い活動しなければならない。

2 学外で他大学生、団体、個人と練習または試合を行う場合、所定の様式による学外サークル合同練習/合同試合届・本学参加者名簿・他クラブ等団体参加者名簿を指定された期日までに提出しなければならない。

3 学内で他大学の学生、団体、個人と練習または試合を行う場合、所定の様式による学内サークル合同練習/合同試合届・本学参加者名簿・他クラブ等団体参加者名簿を指定された期日までに提出しなければならない。

- 4 学外で合宿を行う場合、所定の様式による学外団体合宿届を指定された期日までに提出し、また学友会長に学外団体合宿届のコピーを提出しなければならない。
- 5 学内の施設・設備・備品を使用する場合、所定の様式による学内施設・設備・備品使用願を提出しなければならない。
- 6 学内でバーベキューおよび食事会等を行う際、学内の施設・設備・備品を使用する場合、所定の様式による学内施設・設備・備品使用願を提出し、また学友会長に学内施設・設備・備品使用願のコピーを提出しなければならない。
- 7 学内でバーベキューおよび食事会等を行う際、顧問または副顧問の認可・監督のもとで行わなければならない。
- 8 その他サークル活動において、申請または届け出が必要な場合は所定の様式による書類を期日までに提出しなければならない。

(予算)

- 第7条 本会はクラブに対しクラブ活動補助費、同好会に対して同好会補助費を支出する。愛好会に対する予算的措置は原則行わない。
- 2 クラブ活動補助費、同好会補助費を申請するクラブは、執行委員会の所定の様式による予算請求書を執行委員会の定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
  - 3 クラブより申請されたクラブ活動補助費、および同好会より申請された同好会補助費は、会長、副会長、会計および監査委員会が該当サークル部長、該当サークル会計に対して聴聞会を開催し、申請の妥当性について検討を行う。
  - 4 クラブより申請されたクラブ活動補助費、および同好会より申請された同好会補助費は、本規程第7条に定める基準に従い決定する。
  - 5 同好会補助費を申請する同好会は、所定の様式による申請書を執行委員会の定める期日までに執行委員会に提出しなければならない。
  - 6 同好会補助費は5万円を上限として支出する。
  - 7 補正予算サークルや同好会に残っている予算を再分配してもなお当初予算額に達しない場合、同好会の補助金額の上限を引き上げることがあり、愛好会に対して愛好会補助費を支出することがある。
  - 8 愛好会補助費は5万円を上限として支出することがある。

(予算の算出)

- 第8条 サークル活動補助費は以下の基準に従い、活動内容に基づいて点数化し、執行委員会にて決定したのち、各サークル代表者によるサークル代表者会議で承認する。
- (1) サークル活動補助費は、大学全体を社会に対してアピールできる活動（大会参加や連盟登録等）や本学の学生に還元される活動（一般学生の参加を募って行うイベント等）についてのみ認可する。
  - (2) (1)の条件を満たしている請求品目のうち、大会等参加費、大会等登録費、連盟等加入費、救急用医療用具類、保険費用などについては、それにかかる通信費等を含め、申請額のうち必要と認められる費用全額を活動補助費として支給する。
  - (3) (1)の条件を満たしている請求品目のうち、各サークルの活動に必要なと認められる備品費、消耗品費、修繕費、施設使用料、通信費などは下記(12)~(16)項に従いそ

の支給率を計算し、最大全額を支給する。

- (4) サークルが県外または本学から 70km 以上離れた場所へ、大学全体を社会に対してアピールできるような活動（大会参加や慈善事業等）に参加することを遠征とする。その企画への参加の際に発生する交通費、宿泊費を遠征費と定義する。ただし、佐渡島と粟島は例外として遠征費を支給する。
- (5) 遠征費は請求額の 30%を基準額とし、必要に応じて学友会執行委員会で審議を行い、補助率を上げる。
- (6) 遠征費の請求は以下の a~i を基準に算出する。
  - a. 遠征費は、最も経済的な通常の経路及び方法に従って計算する。ただし、不可抗力により順路によりがたい場合は、現に通過した経路及び方法によって計算する。
  - b. 遠征費計算の起算終止は、主に本学とする。
  - c. 遠征費は県外または目的地まで直線距離で 70km 以上の場合、請求できる。
  - d. 大会等の会場まで直線距離で 70km 未満の遠征、日帰りの遠征に対しては活動補助費や遠征費は支給しない。
  - e. 原則として遠征費の請求は大会登録者、マネージャーとする。ただしマネージャーに対する遠征費の請求は 2 名までとする。
  - f. 原則として、公共交通機関を利用しての遠征のみを認める。ただし、学友会執行委員会で審議を行い公共交通機関以外の利用を認める場合もある。
  - g. 原則として、自家用車を利用しての遠征は認めない。
  - h. 交通費、宿泊費は実費学の領収書を以て支給する。
  - i. 遠征費については第 7 条第 6 項の限りではない。
  - j. 遠征を行う際は遠征前、遠征後に別に定める書類を提出しなくてはならない。
- (7) 予算原案作成の際に行った各サークルとの会議において「大会に参加する」や「学生に参加を募る」等の予定が実施されなかった場合には認可されていたとしても請求を却下する。
- (8) すでに所有している物を再度申請する場合、正当な理由がない限り認めない。
- (9) 個人が所有する物の購入や個人が所有している物に対する修繕費は認めない。ただし、個人が所有するものであっても、その利用が個人ではなく、またその物品をサークルで管理しているものについては修繕費を認めることがある。
- (10) サークル活動費で購入する物やすでにサークルで所有している物は、サークル活動以外での使用や私的利用目的による学外への持ち出しを禁ずる。
- (11) 各サークルと行う聴聞会や予算会議を無断で欠席した場合は、サークル活動補助費は一切支給されない。
- (12) 予算申請時、各サークルの当該年度の活動計画書、予算書、前年度の活動報告書、会計報告書が期限までに提出されていない場合、サークル活動補助費の申請権利を失うことがある。
- (13) 予算申請年度の前年度 1 年間の活動が認められないサークルは、当該年度のサークル活動補助金申請の権利を失うことがある。
- (14) サークル活動補助費のうち、(2)項に該当する品目については原則全額を支給する。(3)項に該当する品目については、申請額の 50%を基準額とし、(15)の学外行事貢献度および(16)の学内行事貢献度を加算し、(17)を減算した値を支給率とする。

- (15) 学外行事貢献度は以下のとおりとする。ただし、j～m までの加点の上限を 25% とする。また、同一の大会において多種目の競技等が行われた場合、個人/団体におけるそれぞれの最高順位のみを算出根拠とする。
- j. 県大会または同等レベルの大会やコンテストでの優勝：10%（団体）：5%（個人）  
/1大会・コンテスト
  - k. 県大会または同等レベルの大会やコンテストでの準優勝。またはそのサークルの活動人数を超える参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：6%（団体）：3%（個人）/1大会・コンテスト
  - l. 県大会または同等レベルの大会やコンテスト大会での3位入賞、ベスト8入り、またはそのサークルの活動人数とほぼ同数の参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：4%（団体）：2%（個人）/1大会・コンテスト
  - m. 県大会または同等レベルの大会、その他の大会やイベントに参加、またはそのサークルの活動人数を下回る参加者（観戦者、来客者なども含む）数があつたイベントや大会を開催した。：2%/1大会・コンテスト
  - n. その他、学友会が特別に認めたもの：%は別途指定
- (16) 学内行事貢献度は以下のとおりとする。ただし、o～r までの加点の上限を 25% とする。
- o. オープンキャンパスにサークルとして参加し、そのサークルの活動を披露した。：5% /1日
  - p. 新薬祭に積極的にサークルとしてステージの参加や展示を行った。：3% /1日
  - q. 新薬祭に出店した：2%/1日
  - r. 球技大会等の学友会主催の行事（新薬祭を除く）にサークルとして学友会に協力した。：5% /1日
  - s. o～r 以外に大学または学友会の協力要請に応じた：5%/1回
- (17) サークル活動補助費申請書を期限内に提出しなかった場合、支給率を 5pt(%)削減する
- (18) 上記基準を踏まえてサークル活動補助費予算を仮決定するが、その総額が学友会で設定したサークル活動費を¥500,000 以上超えている場合には、学友会で設定したサークル活動費の総額以下となるよう、各サークル予算に対して同率での予算削減を行うことがある。

(処罰)

- 第9条 各サークルの活動時における別表1の行為を違反行為とし、違反者が所属するサークル全体の連帯責任とする。
- 2 別表1の行為が行われた場合に以下に定める処罰を、違反行為の程度・頻度を考慮し、執行委員会で審議を行い決定する。ただし厳重注意以外の処罰は執行委員会で処罰を決定したのち、各サークル代表者によるサークル代表者会議で承認する。
  - 3 サークルが別表1の行為を行った日より、12か月以内にそのサークルが再別表1の行為を行った場合、以下に定める処罰のうち、厳重注意以外の処罰とする。
    - ・廃部

- ・活動補助費の支給停止
- ・12か月の活動停止
- ・6か月の活動停止
- ・3か月の活動停止
- ・1か月の活動停止
- ・嚴重注意

(届出)

第10条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項は学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則

本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則

本規定は平成24年5月1日に一部改定し、施行する。(第7条)

付則

本規定は平成25年6月25日に一部改定し、施行する。(第6条、第7条、第8条、第9条)

付則

本規定は平成27年1月1日に一部改訂し、施行する。(第9条)

別表1

- a. 未成年のサークル加入者による飲酒・喫煙等違法行為
- b. サークル主催の集会における未成年の飲酒・喫煙等違法行為
- c. 喫煙所以外での喫煙
- d. 体育館(K棟)への土足での出入り
- e. 体育館(K棟)からの内履きでの出入り
- f. 書類の未提出また期限外の提出
- g. 学長、学部長、顧問、学友会長等の署名偽装
- h. 他大学学生、団体、個人への未許可で大学施設を使用を使用した場合
- i. 他大学学生、団体、個人との未許可の試合・練習
- j. 大学または学友会の備品の未許可の持ち出しや使用による破損または紛失
- k. 大学または学友会の備品の他大学生、団体、個人への未許可の貸し出し
- l. 大学施設の器物損壊行為

- m. 未承認の掲示物の掲示
- n. その他、学則・新潟薬科大学学友会規約・本規約に反する行為

## 新潟薬科大学学友会会計規程

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第74条および76条の定めにより制定する。
- 2 本規程は、学友会会費について以下の通り定める。

### (会費)

- 第2条 本会の年会費を次のとおりとする。
- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 薬学部          | 3, 750円 |
| (2) 応用生命科学部      | 3, 750円 |
| (3) 大学院薬学研究科     | 3, 750円 |
| (4) 大学院応用生命科学研究科 | 3, 750円 |
- 2 大学学部に在籍する者全員は年会費を納付するものとする。
- 3 前項の会費の徴収は、大学事務部に委託し、前期学費納入時に一年分を納入する。
- 4 大学院 薬学研究科、応用生命科学部研究科に在籍する者で学友会活動に参加を希望する者は、指定された日時までに学友会会計に、その年度分の年会費を直接納入する。
- 5 一旦納入された会費は返却しない。
- 6 第2条1～5項については平成27年4月1日入学生より適用する。それ以前に入学した学生は、以下の7～9項を適用する。
- 7 本会の会費は在学期間の総額を次のとおりとする。
- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 薬学部     | 22, 500円 |
| (2) 応用生命科学部 | 15, 000円 |
- 8 会員は会費を入学時に全納するものとする。ただし、一旦納入された会費は返却しない。
- 9 転学部や留年による在学期間の変更等があった場合においても追加の納入は行わない。返金も行わない。

### (届出)

- 第3条 本規程および本規約に関する手続・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

### (期日)

- 第4条 会計年度を4月1日より3月31日までの1年間とする。
- 2 次年度予算を5月20日までに算定し、会計監査を終了する。
- 3 前年度決算を4月30日までに算定し、会計監査を終了する。
- 4 会計年度の間中期以降に補正予算を算定し、会計監査を行う。
- 5 補正予算の提出日、算定日、会計監査期日については別に定める。

### (改廃)

- 第5条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合セン

ター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成26年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成27年1月1日に施行する。

## 新潟薬科大学学友会実行委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学学友会規約第80条の定めにより制定する。

(設置)

第2条 実行委員会は本規約に基づき学友会の秩序を守り、本会の実施する行事のため、執行委員会により必要に応じて設置される。

2 実行委員会は、その設置にあたり、実行委員の互選により実行委員長および会計を設置しなければならない。その他の実行委員会委員については必要に応じて決定する。

(報告の義務)

第3条 実行委員会はその活動計画書、予算書、決算書、活動報告書を執行委員会および学生支援総合センター長に提出しなければならない。

(届出)

第4条 本規程および本規約に関する手続き・届け出用紙等は本規程添付のものを使用すること。ただし、様式の無いものについては適宜作成する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、執行委員会で決定する。また、その決定事項を学生支援総合センター長に書面で提出する。

付則 本規程は平成22年4月1日に施行する。

付則 本規程は平成27年1月1日に施行する。